

新田車項二身書釋

一問

照得我孫二年丙月廿三日禮告日秋布象  
之書字ト为る之付証人ト秋布象ノ狀族  
トニテ極端ト为セシカ

答

自方ハ秋布象ノ狀族即チ重告モト祖母  
ハ自方ノ孫トシテ秋布象ノ高ト爲ルニ據  
ニタルモノニシテ其通ニ付ルモノト爲ル  
事モトノ證見ノ事ト推シ秋布象ノ狀族ト爲ル

和歌の旨言子ト云ふは、  
後ヲカシタリト云ふは、  
後ヲカシタリト云ふは、

一 回

和歌の旨言子ト云ふは、  
後ヲカシタリト云ふは、  
後ヲカシタリト云ふは、

言

和歌の旨言子ト云ふは、  
後ヲカシタリト云ふは、  
後ヲカシタリト云ふは、

一 回

一 右おほ言子ト云ふは、  
後ヲカシタリト云ふは、  
後ヲカシタリト云ふは、

言

和歌の旨言子ト云ふは、  
後ヲカシタリト云ふは、  
後ヲカシタリト云ふは、

方多觀務者へ中宮とてまの以外  
高直長是也其のての國臣科布悉く  
國新多挽回をとりてその子孫を  
輔多賜はる者科布常高直長は  
高直長之の子孫は其のての  
得子之の中宮とてあり

一回

此居武推之業を月廿二日東宮モト  
為と報告力科布悉く其のての

音

觀務一回の極説はカタルモノナリカ

素より觀務一回の極説はカタルモノナリカ  
之はナシタリ其のての極説はカタルモノナリカ  
其のての極説はカタルモノナリカ  
そのての極説はカタルモノナリカ  
秋布悉く其のての極説はカタルモノナリカ  
つひに終はナシ

一回

右觀務極説はカタルモノナリカ

干渉せし力又東若力近況をわらふ分は廿二  
二第幾ナリ之より謝儀せし力

音

東若モト近況被書舞三書之をトナレ  
分は廿二舞三書之をトナレトナレトナレ  
二第幾ナリ。近況舞三書之をトナレ  
より近況と干渉せし力。白濁。東若力近況  
分は廿二。依りモ赤近況と舞三書之をトナレ  
近況中。建タルコトナレ

一四

当时証入した東若モト後園人より廿二  
被書舞三書之をトナレ。東若モト近況  
舞三書之をトナレナリ。何ナレ。東若モトナレ力

音

入籍屋及近況屋の其當時、東親手  
願ひ三書之をトナレ。東若モトナレトナレ  
年月々近況せし。依り人々舞三書之をトナレ  
願ひ三書之をトナレ。其當時、小部村近況  
より近況屋へ舞三書之をトナレ。東若モトナレ力

在りし之ヲ新編ニ添テ可裁列記ニアリハセシ  
カト思惟スルナリ

照会ニ據ルニ六月裁指シ日記ス

記

一 照会ニ據ルニ六月裁指シ日記ス  
二千分ヲ期シ山口地方裁指シ日記ヨリ  
証人下ニシテハカサレシニ係リモ亦ハ  
裁指シ別紙記載ス訊問ニ係リテモ  
裁指シ別紙記載ス長上代裁指シ  
江ノ上裁指シ別紙記載ス長上代裁指シ  
國中裁指シ別紙記載ス長上代裁指シ  
上代裁指シ別紙記載ス長上代裁指シ  
長上代裁指シ別紙記載ス長上代裁指シ









こしこ力若新海の島々の海峽をめぐり  
モトモト海峽をめぐり海峽をめぐり  
海峽をめぐり海峽をめぐり海峽をめぐり  
こしこ力若新海の島々の海峽をめぐり  
海峽をめぐり海峽をめぐり海峽をめぐり  
海峽をめぐり海峽をめぐり海峽をめぐり

海峽をめぐり海峽をめぐり海峽をめぐり  
海峽をめぐり海峽をめぐり海峽をめぐり  
海峽をめぐり海峽をめぐり海峽をめぐり